

調査表4-1

## 市区町村別集計項目(推進体制等)

京都府	
市区町村数	26

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議	の有無			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
				21	19	15				22							
26	100	京都市	文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当	1	2	1	1	京都市男女共同参画推進条例	2003年12月26日	2003年12月26日		第5次京都市男女共同参画計画	2021年10月1日	~	2026年3月31日	2 1	
26	201	福知山市	人権推進室	1	2	1	1	福知山市男女共同参画推進条例	2006年9月27日	2006年10月1日		第4次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン2021」	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
26	202	舞鶴市	市民環境部 人権啓発・地域づくり室 人権啓発推進課	1	1	1	1	舞鶴市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日		舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン」第3次	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1 1	
26	203	綾部市	市民環境部人権推進室人権推進課	1	1	1	1	綾部市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第4次綾部市男女共同参画計画「あいプラン」	2021年4月	~	2031年3月	1 1	
26	204	宇治市	人権環境部男女共同参画課	1	1	1	1	宇治市男女生き生きまちづくり条例	2004年10月8日	2004年12月7日		宇治市男女共同参画計画第5次UJIあさぎりプラン	2021年4月	~	2026年3月	1 1	
26	205	宮津市	市民環境課	1	2	1	1				4	宮津市男女共同参画基本計画～ウインドプラン2017～	2017年4月	~	2027年3月	1 1	
26	206	亀岡市	人権啓発課	1	2	1	1	亀岡市男女共同参画条例	2002年12月25日	2003年4月1日		ゆう・あい・プラン2021～亀岡市男女共同参画計画～	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
26	207	城陽市	市民活動支援課	1	2	1	1	城陽市男女共同参画を進めるための条例	2005年7月1日	2005年7月1日		第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」	2021年4月	~	2031年3月	1 1	
26	208	向日市	広聴協働課	1	2	1	1	向日市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第3次向日市男女共同参画プラン	2021年4月	~	2031年3月	1 1	
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	1	1	1	1	長岡京市男女共同参画推進条例	2010年9月27日	2010年10月1日		長岡京市男女共同参画計画第7次計画	2021年4月	~	2026年3月	1 1	
26	210	八幡市	市民生活部人権政策課	1	2	1	1	八幡市男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日		八幡市男女共同参画プラン～ぶ計画Ⅲ	2021年4月	~	2031年3月	1 1	
26	211	京田辺市	市民部人権啓発推進課	1	2	1	1	京田辺市男女共同参画推進条例	2010年9月29日	2010年10月1日		第3次京田辺市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
26	212	京丹後市	市民課	1	2	1	1	京丹後市男女共同参画条例	2011年7月1日	2011年7月1日		第二次京丹後市男女共同参画計画「デュエットプラン2」	2016年4月	~	2026年3月	1 1	
26	213	南丹市	人権政策課	1	2	1	1	南丹市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日		第2次南丹市男女共同参画行動計画	2019年3月	~	2029年3月	1 1	
26	214	木津川市	人権推進課	1	2	1	1	木津川市男女共同参画推進条例	2007年3月12日	2007年3月12日		第2次木津川市男女共同参画計画～キラリさわやかプラン～	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
26	303	大山崎町	生涯学習課	2	2	2	2				4	大山崎町第4次男女共同参画計画「みとめ愛プラン」	2023年4月	~	2029年3月	1 1	
26	322	久御山町	総務課	1	2	1	1				4	久御山町レインボウプラン(第3次男女共同参画プラン)	2023年4月	~	2033年3月	1 1	
26	343	井手町	教育委員会 社会教育課	2	2	1	2				4	井手町男女共同参画プラン(井手町男女共同参画計画・井手町DV対策基本計画)	2021年4月	~	2031年3月	1 1	
26	344	宇治田原町	企画財政課	1	2	1	1				4	第2次宇治田原町男女共同参画計画	2021年4月	~	2030年3月	1 1	
26	364	笠置町	総務財政課	1	2	2	2				4					2	
26	365	和束町	人権啓発課	1	2	2	2				4					2	
26	366	精華町	人権啓発課	1	2	1	1	精華町男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年10月1日		精華町第3次男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2035年3月31日	1 1	

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)					
		担当課(室)名	所属			問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有	問3-1 無	問4-1 有	問4-1 無	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	問4-1 無	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
26	367	南山城村	税住民福祉課	1 有	2 無	2	2	4	京丹波町第2次男女共同参画計画	2017年4月	~	2027年3月	1	1	2
26	407	京丹波町	健康福祉部 住民課	1 有	2 無	1	1	4	みんなの和づくりプラン 第2次与謝野町男女共同参画計画	2019年4月	~	2028年3月	1	1	
26	463	伊根町	住民生活課	1 有	2 無	2	2	4							2
26	465	与謝野町	住民税務課	1 有	2 無	1	2	4					1	1	

＜選択肢回答＞

所属  
1 首長部局  
2 教育委員会

府内連絡会議

1 有  
2 無

事務所掌  
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
2 1ではない

諮詢機関

1 有  
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中  
2 2026年度以降の制定を目指し検討中  
3 その他  
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 策定予定有  
2 策定予定無

現在の状況

- 1 策定予定有  
2 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定  
2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

京都府

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営		
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	
		11							1	10	10	1	0	10	1
26 100	京都市	京都市男女共同参画センター	ウイングス京都	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地	075-212-7490	075-212-7460	<a href="https://www.wings-kyoto.jp">https://www.wings-kyoto.jp</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
26 201	福知山市	福知山市男女共同参画センター		620-0035	京都府福知山市字内記100番地 ハピネスふくちやま 3階	0773-24-7022	0773-23-6537	<a href="https://www.city.fukuchiya.ma.lg.jp/soshiki/6/">https://www.city.fukuchiya.ma.lg.jp/soshiki/6/</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
26 202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	フレアス舞鶴	625-0087	舞鶴市字余部下1167	0773-65-0055	0773-65-0055	<a href="https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000007538.html">https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000007538.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
26 203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	あいセンター	623-0016	綾部市西町一丁目49-1 I・Tビル5階	0773-42-2030	0773-42-2030	<a href="https://www.city.ayabe.lg.jp/category/1-14-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.ayabe.lg.jp/category/1-14-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
26 204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	ゆめりあ うじ	611-0021	宇治市宇治里尻5-9	0774-39-9377	0774-39-9378	<a href="https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/68/">https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/68/</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
26 205	宮津市														
26 206	亀岡市														
26 207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	ぱれっとJOYO	610-0121	京都府城陽市寺田林ノ口11番地の114	0774-54-7545	0774-55-5601	<a href="https://www.city.joyo.kyoto.jp/">https://www.city.joyo.kyoto.jp/</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
26 208	向日市	向日市女性活躍センター	あすもあ	617-0002	京都府向日市寺戸町中ノ段16番地の7	075-963-6532	075-963-6517	<a href="https://www.city.muko.kyoto.jp/site/jyosei-katuyaku/">https://www.city.muko.kyoto.jp/site/jyosei-katuyaku/</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
26 209	長岡京市	長岡京市男女共同参画センター	“いこ～る”プラス	617-0833	京都府長岡京市神足2丁目3番1号長岡京市立総合交流センター6階	075-963-5501	075-963-5521	<a href="https://www.city.nagaokakyō.lg.jp/0000000375.html">https://www.city.nagaokakyō.lg.jp/0000000375.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
26 210	八幡市	八幡市女性ルーム		614-8073	京都府八幡市八幡軸63番地	075-983-1784	075-983-4545				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
26 211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	ポケット	610-0334	京田辺市田辺中央5丁目2番地1 アル・プラザ京田辺2階	0774-65-3709	0774-65-3709	<a href="https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000005375.html">https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000005375.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
26 212	京丹後市														
26 213	南丹市														
26 214	木津川市	木津川市女性センター		619-0223	京都府木津川市相楽台4丁目3番地	0774-72-7719	0774-72-1399	<a href="https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,440,40,181,html">https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,440,40,181,html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
26 303	大山崎町														
26 322	久御山町														
26 343	井手町														
26 344	宇治田原町														
26 364	笠置町														
26 365	和束町														
26 366	精華町														

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営
26	367	南山城村														
26	407	京丹波町														
26	463	伊根町														
26	465	与謝野町														

## 調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

## 京都府

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

京都府

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-2			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
			1			15	2	13.3	26	1	3.8	11	0	0.0	7	0	0.0	2,218	227	10.2	
26	100	京都市				1	0	0.0	3	0	0.0										
26	201	福知山市				1	0	0.0	2	0	0.0							325	4	1.2	
26	202	舞鶴市				1	0	0.0	1	0	0.0										
26	203	綾部市				1	0	0.0	1	0	0.0							193	4	2.1	
26	204	宇治市				1	1	100.0	2	0	0.0							528	136	25.8	
26	205	宮津市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	2	2.0	
26	206	亀岡市				1	0	0.0	2	1	50.0							23	0	0.0	
26	207	城陽市				1	0	0.0	2	0	0.0							125	22	17.6	
26	208	向日市				1	0	0.0	2	0	0.0							8	0	0.0	
26	209	長岡京市				1	0	0.0	2	0	0.0							56	8	14.3	
26	210	八幡市				1	1	100.0	2	0	0.0							48	9	18.8	
26	211	京田辺市				1	0	0.0	1	0	0.0							49	5	10.2	
26	212	京丹後市				1	0	0.0	2	0	0.0							217	2	0.9	
26	213	南丹市				1	0	0.0	1	0	0.0							177	6	3.4	
26	214	木津川市				1	0	0.0	2	0	0.0							33	1	3.0	
26	303	大山崎町											1	0	0.0	0	0	60	18	30.0	
26	322	久御山町	2004年10月31日	久御山町男女共同参画都市宣言	2								1	0	0.0	1	0	0.0	37	8	21.6
26	343	井手町											1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
26	344	宇治田原町											1	0	0.0	0	0	0	11	0	0.0
26	364	笠置町											1	0	0.0	0	0	0	6	0	0.0
26	365	和束町											1	0	0.0	0	0	0	17	0	0.0
26	366	精華町											1	0	0.0	1	0	0.0	42	1	2.4
26	367	南山城村											1	0	0.0	1	0	0.0			
26	407	京丹波町											1	0	0.0	1	0	0.0	93	1	1.1
26	463	伊根町											1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
26	465	与謝野町											1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0

## &lt;選択肢回答&gt;

## 男女共同参画に関する宣言

## 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

京都府

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1			調査時点コード				
		問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問9-1			調査時点コード						
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他				
					1,138	1,041	15,151	5,536	36.5	709	655	9,889	3,150	31.9	154	102	914	178	19.5	727	110	15.1	752	112	14.9								
				小計						701	647	9,795	3,129	31.9	149	98	899	172	19.1														
26	100 京都市	35.0	2026年3月	男女いずれの委員の登用率も35%以上である附属機関の割合70%	209	209	3,275	1,161	35.5	(1)地方自治法第138条の4第3項の附属機関(法律・条例設置) (2)要綱等に基づき本市が開催する懇談会等 ※行政機関、各種団体等の間の調整又は協議を目的とするもの及び法律の定めるところにより委員の大部分を選挙によって選任するものを除く。	136	136	2,200	796	36.2	6	4	47	12	25.5	54	14	25.9	55	14	25.5	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
26	201 福知山市	35.0	2031年3月		62	57	911	280	30.7	行政委員会及び付属機関等	15	15	276	87	31.5	6	5	68	7	10.3	19	4	21.1	20	4	20.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日			
26	202 舞鶴市	35.0	2027年3月		38	36	533	146	27.4		38	36	542	147	27.1	6	5	39	11	28.2	22	1	4.5	23	1	4.3	1	1					
26	203 綾部市	40.0	2031年3月		51	49	946	749	79.2		22	22	302	98	32.5	6	6	55	12	21.8	40	4	10.0	41	4	9.8	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日			
26	204 宇治市	40.0	2026年3月		84	76	1,130	373	33.0	法律・条例・要綱・規則等により設置されている審議会等	31	29	546	158	28.9	6	6	31	8	25.8	42	4	9.5	43	5	11.6	1	1					
26	205 宮津市	35.0	2027年3月		68	54	714	183	25.6	市要綱等で定める審議会等を含む	22	18	261	64	24.5	6	5	41	12	29.3	19	0	0.0	20	0	0.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日			
26	206 亀岡市	50.0	2031年3月		54	53	654	222	33.9		16	16	277	85	30.7	6	5	36	9	25.0	39	5	12.8	40	5	12.5	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1		
26	207 城陽市	35.0	2031年3月		55	52	631	204	32.3	地方自治法第138条の4・同法第202条の3、同法第180条の5による委員会・執行機関及び附属機関	49	46	594	196	33.0	6	6	37	8	21.6	43	5	11.6	44	5	11.4	1	1	1	1			
26	208 向日市	40.0	2025年3月		61	51	737	276	37.4	行政委員会(地方自治法第180の5)、法律や条例及び規則、要綱に基づいて設置されているもの	23	18	315	124	39.4	6	4	33	7	21.2	22	4	18.2	23	4	17.4	1	1	1	1			
26	209 長岡京市	40.0	2026年3月		56	54	607	219	36.1	法律・条例・要綱・規則等により設置されている審議会等	34	33	380	124	32.6	6	5	31	6	19.4	30	11	36.7	31	11	35.5	1	1					
26	210 八幡市	45.0	2031年3月		74	59	777	278	35.8		13	12	206	60	29.1	6	4	29	6	20.7	37	3	8.1	38	4	10.5	1	1					
26	211 京田辺市	40.0	2031年3月		70	63	981	404	41.2	法律・条例・規則・要綱等により設置された審議会等	47	44	630	227	36.0	6	4	31	7	22.6	39	8	20.5	40	8	20.0	1	1	1	1			
26	212 京丹後市	40.0	2026年3月		35	33	430	183	42.6	地方自治法第202条の3による審議会等	35	33	430	183	42.6	6	4	39	7	17.9	24	5	20.8	25	5	20.0	1	1					
26	213 南丹市	30.0	2028年3月		35	33	472	117	24.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	35	33	486	124	25.5	5	2	28	3	10.7	41	3	7.3	42	3	7.1	2	2025年9月5日	2	2025年9月5日			
26	214 木津川市			西暦2031年3月までに男女双方が40%以上60%以下	54	50	797	292	36.6	法律又は政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	42	39	595	204	34.3	6	5	34	9	26.5	38	10	26.3	39	10	25.6	1	1	1	1			
26	303 大山崎町	50.0	2028年3月		14	8	161	34	21.1	条例・規則・要綱等で定めるもの	14	8	161	34	21.1	6	2	23	3	13.0	26	3	11.5	27	3	11.1	1	1	1	1			
26	322 久御山町		2033年3月	40%以上60%以下	37	34	416	129	31.0	町の施策・方針決定や施策立案の場である審議会等	16	15	200	51	25.5	6	5	37	9	24.3	25	4	16.0	26	4	15.4	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	
26	343 井手町			0 0 0 0	0	0	0	0			10	5	135	15	11.1	6	3	28	6	21.4	29	3	10.3	30	3	10.0	1	1	1	1			
26	344 宇治田原町	30.0	2030年3月		19	13	231	47	20.3	町の審議会等	19	13	231	47	20.3	6	3	33	4	12.1	17	2	11.8	18	2	11.1	1	1	1	1			
26	364 笠置町			0 0 0 0	0	0	0	0			6</td																						

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

京都府

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)		
									8	8	94	21	22.3	5	4	15	6	40.0								
京都市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
福知山市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
舞鶴市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
綾部市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
宇治市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
宮津市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
亀岡市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
城陽市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
向日市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
長岡京市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
八幡市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
京田辺市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
京丹後市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
南丹市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
木津川市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
大山崎町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
久御山町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
井手町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
宇治田原町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
笠置町									3	3	41	8	19.5	1	1	4	1	25.0								
和束町									4	4	48	12	25.0	2	1	7	1	14.3								
精華町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
南山城村									0	0	0	0	0.0	2	2	4	4	100.0								
京丹波町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
伊根町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
与謝野町									1	1	5	1	20.0	0	0	0	0	0.0								

#### 調査表4-4

### 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

京都府

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災危機管理部局への配置状況					問11-5																
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査時点コード		その他		防災危機管理部局職員数		うち管理職数		調査時点コード		その他																			
部局長相当職	次長相当職	課長相当職	係長相当職	うち管理職総数		うち管理職女性比率		うち管理職総数		うち管理職女性比率		うち管理職総数		うち管理職女性比率		うち管理職総数		うち管理職女性比率		うち管理職総数		うち管理職女性比率		うち管理職総数		うち管理職女性比率		うち管理職総数		うち管理職女性比率																						
				うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)	うち管理職女性数	うち管理職女性比率(%)																					
26	100	京都市	1,131	157	13.9	786	94	12.0	235	25	10.6	205	17	8.3	42	5	11.9	0	0	0.0	854	127	14.9	581	77	13.3	0	0	0.0	2,165	436	20.1	1,407	312	22.2	1	28	4	14.3	8	0	0.0	1									
26	201	福知山市	167	46	27.5	70	12	17.1	23	6	26.1	16	3	18.8	34	10	29.4	22	4	18.2	110	30	27.3	32	5	15.6	110	29	26.4	66	14	21.2	142	64	45.1	68	22	32.4	1	9	1	11.1	3	0	0.0	1						
26	202	舞鶴市	132	28	21.2	113	24	21.2	17	3	17.6	13	0	0.0	18	5	27.8	15	5	33.3	97	20	20.6	85	19	22.4	0	0	0.0	159	44	27.7	129	43	33.3	1	7	0	0.0	3	0	0.0	1									
26	203	綾部市	69	22	31.9	54	16	29.6	13	2	15.4	10	1	10.0	17	5	29.4	14	4	28.6	39	15	38.5	30	11	36.7	38	8	33.3	56	18	32.1	48	18	37.5	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1									
26	204	宇治市	112	11	9.8	79	9	11.4	16	0	0.0	12	0	0.0	24	2	8.3	16	2	12.5	72	9	12.5	51	7	13.7	112	36	32.1	54	16	29.6	179	39	21.8	85	22	25.9	1	7	0	0.0	3	0	0.0	1						
26	205	宮津市	43	6	14.0	40	5	12.5	9	1	11.1	9	1	11.1	1	0	0.0	1	0	0.0	33	5	15.2	30	4	13.3	7	3	42.9	6	3	50.0	44	16	36.4	36	11	30.6	1	4	0	0.0	2	0	0.0	1						
26	206	亀岡市	152	55	36.2	132	46	34.8	27	8	29.6	17	3	17.6	1	0	0.0	1	0	0.0	124	47	37.9	114	43	37.7	0	0	0.0	0	0	0.0	130	40	30.8	121	34	28.1	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1						
26	207	城陽市	81	13	16.0	61	10	16.4	12	0	0.0	10	0	0.0	22	2	9.1	19	2	10.5	47	11	23.4	32	8	25.0	40	6	15.0	25	3	12.0	70	12	17.1	43	7	16.3	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1						
26	208	向日市	67	21	31.3	30	13	43.3	8	4	50.0	4	3	75.0	9	1	11.1	5	1	20.0	50	16	32.0	21	9	42.9	15	11	73.3	7	3	42.9	86	34	39.5	61	19	31.1	1	4	1	25.0	1	0	0.0	1						
26	209	長岡京市	98	34	34.7	87	33	37.9	15	4	26.7	14	4	28.6	15	5	33.3	13	5	38.5	68	25	36.8	60	24	40.0	56	22	39.3	42	15	35.7	79	43	54.4	55	26	47.3	1	6	1	16.7	2	0	0.0	1						
26	210	八幡市	106	21	19.8	78	7	9.0	12	0	0.0	11	0	0.0	19	1	5.3	15	0	0.0	75	20	26.7	52	7	13.5	67	19	28.4	52	11	21.2	76	32	42.1	51	19	37.3	1	4	1	25.0	1	0	0.0	1						
26	211	京田辺市	107	25	23.4	67	9	13.4	15	4	26.7	12	4	33.3	18	0	0.0	15	0	0.0	74	21	28.4	40	5	12.5	26	4	15.4	13	3	23.1	102	36	35.3	53	16	30.2	2	2025年6月1日	7	1	14.3	3	0	0.0	2	2025年6月1日	2	0	0.0	1
26	212	京丹後市	141	33	23.4	78	15	19.2	30	2	6.7	14	1	7.1	8	3	37.5	6	3	50.0	103	28	27.2	58	11	19.0	87	38	43.7	48	11	22.9	137	50	36.5	83	39	47.0	1	1	2	18.2	2	0	0.0	1						
26	213	南丹市	64	26	40.6	46	14	30.4	14	2	14.3	13	2	15.4	5	1	20.0	4	1	25.0	45	23	51.1	29	11	37.9	84	34	40.5	58	14	24.1	41	16	39.0	26	7	26.9	2	2025年9月5日	7	1	14.3	1	0	0.0	2	2025年9月5日	2	0	0.0	1
26	214	木津川市	93	26	28.0	78	21	26.9	17	2	11.8	16	2	12.5	12	3	25.0	11	3	27.3	64	21	32.8	51	16	31.4	57	27	47.4	22	9	40.9	55	18	32.7	33	16	48.5	1	6	1	16.7	3	0	0.0	1						
26	303	大山崎町	23	8	34.8	18	4	22.2	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0</																																				

## 調査表4-5 市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

## 京都府

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 市 道 府 県 市 区 市 区 府 町 村 町 村 村 名	市 区 市 区 町 村 町 村 村 ド 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 職員の出産を次席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に運用した事例も判断したことがない。	問12-2 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	問12-3 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 職員の仕事と生活の両立の観点からの次席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
26 204	宇治市	1	宇治市職員の旧姓使用に関する要項  (目的) 第1条 この要項は、職員(再任用を含む一般職の職員及び地方公務員法第3条第3項第3号で定める職員)、以下同じ。)が結婚等によって戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生れるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」といいます。)を使用する場合の手続き等について定める。  (旧姓使用の申請及び承認) 第1条 職員が旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から1ヶ月以内に任命権者に申請してその承認を受けなければならない。また、新規採用された職員は採用日から1ヶ月以内にあれば、旧姓の使用を任命権者に申請することが出来る。 2. 前項に定める申請は、「旧姓使用承認申請書」(様式第1号)により行うものとする。 3. 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、「旧姓使用承認書」(様式第2号)により当該職員及び所属長に通知するものとする。  (旧姓を使用する範囲) 第1条 前条に定めた承認を受けた職員が旧姓を使用する範囲は以下のとおりとする。 ①職場での呼称 ②名札 ③出勤表 ④印鑑で使用する文書への署名捺印 ⑤事務分掌表 ⑥職務名簿 ⑦名刺 ⑧由職員として原稿を執筆する場合 ⑨旧姓を使用しない範囲 ⑩公務の行使に関する場合 ⑪公務署、共済組合、社会保険事務所、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 ⑫法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 ⑬扶養給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 ⑭他の職務遂行上又は事務処理上、誤解や混亂を生ずるおそれのある場合  (人事異動等の場合の取扱い) 第1条 任命権者は、旧姓使用の承認を受けた職員を人事異動等により他の任命権者の部局へ転任させたときは、当該任命権者が旧姓を使用している職員であることを「旧姓使用通知書」(様式第3号)により通知するものとし、また同一任命権者の事務部局の中で配置替えしたときも、同様に新所属の長に通知するものとする。  (旧姓使用者の責務) 第1条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたっては、常に誤解、混亂等が生じないように努めなければならない。  (旧姓使用中の申請及び承認等) 第1条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならない。 2. 前項に定める申請は、「旧姓使用中止申請書」(様式第4号)により行うものとする。 3. 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、「旧姓使用中止承認書」(様式第5号)により当該職員及び所属長に通知するものとする。  (他団体等への派遣職員の適用除外) 第1条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取り扱いによるものとする。  (その他) 第8条 この要項に定めのない事項で必要なものについては、各任命権者が定める。  附 則 (施行日) 1 この要項は、平成18年1月1日から施行する。  (経過措置) 2 この要項の施行日の前に戸籍上の氏を改めた職員は、平成18年4月30日までの間に、第2条第1項に定める申請をすることができるものとする。	宇治市議会	1 2 1	宇治市議会会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1	
26 205	宮津市	1	宮津市職員服務規程  (氏名等の届出) 第7条 3. 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」といいう。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」といいう。)を使用しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。	宮津市議会	1 3 1	宮津市議会会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2			1 1 1 1 1 1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 市 道 府 県 市 区 市 区 府 町 村 町 村 村 名	市 区 区 町 町 村 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 職員の出産を欠席理由として明記した規定(産休を含む)があるか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に運用した事例も判断したこともない。	問12-2 次のうちで、1.を選択した場合 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.が可能な休業期間は、次のうちどれか。 1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	問12-3 次のうちで、1.を選択した場合 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.が可能な休業期間は、次のうちどれか。 1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	問12-4 次のうちで、1.を選択した場合 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.が可能な休業期間は、次のうちどれか。 1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	問12-5 次のうちで、1.を選択した場合 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.が可能な休業期間は、次のうちどれか。 1.あり 2.なし 3.その他	問12-6 次のうちで、1.を選択した場合 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.が可能な休業期間は、次のうちどれか。 1.選前産後期間を明記した規定がある。 2.選前産後期間を明記した規定はない。	問12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
26 206 亀岡市	1	亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱  第1条 この要綱は、職員(定年前再任用職員、臨時の任用職員及び非常勤職員を含む。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めた後も、その職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という)。を使用する場合の手続等について定める。 (令2訓令2・令5訓令4・一部改正) (旧姓使用の申請及び承認)  第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、所属長を経て任命権者に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項に定める申請は、亀岡市職員の旧姓使用申請書(別記第1号様式)により行うものとする。 3 前項の亀岡市職員の旧姓使用申請書は、亀岡市職員服務規則(昭和30年亀岡市規則第5号、以下「服務規則」という。)第33条に規定する履歴事項の変更届に添えて提出するものとする。	亀岡市議会	1	3	1	亀岡市議会会議規則  議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 会議規則第2条	2			1 1 1 1 1
26 207 城陽市	1	城陽市職員服務規程  (履歴事項の変更届) 第10条 講員は、履歴事項に変更が生じたときは、直ちに別に定める変更届に必要書類を添えて事務担当課長に届け出なければならない。 2 婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員は、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き使用しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。 3 前項の規定による承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓の使用に当たり、市民、関係機関、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 4 旧姓使用職員については、別に定める範囲において旧姓を使用するものとする。 5 旧姓使用職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、別に定めるところにより、市長に届出をするものとする。	城陽市議会	1	2	1	城陽市議会会議規則  第2条の2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
26 208 向日市	1	向日市職員の旧姓使用に関する取扱規程  第1条 この規程は、職員(再任用職員、臨時職員、特別職の職員を除く。以下同じ。)が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、職業生活上の支障を回避できるよう、希望により引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等に關し必要な事項を定めるものとする。	向日市議会	1	2	1	向日市議会会議規則  第2条(欠席の届出) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
26 209 長岡京市	1	長岡京市職員の旧姓使用に関する規程口  (趣旨) 第1条 この規則は、職員(臨時に任用される職員を除く。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めたことにより生じた職業生活上の不利益又は不都合を解消するため、婚姻等の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)により速やかに所属長を経て市長に申請しなければならない。 2 市長は、旧姓使用の申請をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用者名簿(別記様式第3号)に登録するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用者の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、次に掲げる場合を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に關わる場合 (2) 私務署、共済組合、年金事務所、銀行等、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 (4) その他職務遂行上又は業務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合 (職員が異動した場合の取扱い) 第4条 旧姓使用職員が人事異動等により異動した場合は、異動後の所属長に対して旧姓使用承認通知書(写しを含む。)を提示し、旧姓使用の許可を得ていることを伝えなければならない。	長岡京市議会口	1	2	1	長岡京市議会会議規則口  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。口	2			1 1 1 1 1
26 210 八幡市	1	八幡市職員旧姓使用取扱要領  第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を変更した後も、引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を文章等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	八幡市議会	1	3	1	八幡市議会会議規則(平成25年八幡市議会規則第1号)  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
26 211 京田辺市	4		京田辺市議会	1	2	1	京田辺市議会会議規則  第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で 1.を選択した場合、取得する ことが可能な休 業期間は、次の うちどれか。	問12-3 問12-1で 1.を選択した場合、 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で 1.を選択した場合、 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で 1.を選択した場合、 休暇期間の報酬について減額の規 定はあるか。	問12-6 問12-5で 1.を選択した場合、 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村		1.明記した規 定があり、認め ている。 2.明記した規 定はないが、運 用上認めてい る。 3.明記した規 定がなく、運 用上認めてい ない。 4.明記した規 定がなく、過去 に使用した事例 も判断したこと もない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1.明記した規 定がある。 2.明記した規 定はないが、運 用上認めてい る。 3.明記した規 定がなく、運 用上認めてい ない。 4.明記した規 定がなく、過去 に事例がない。	1.労働基準法 65条の産前産 後期間よりも短 い。 2.労働基準法 65条の産前産 後期間と同等。 3.労働基準法 65条の産前産 後期間よりも長 い。 4.期間の定め はない。	1.産前産後期 間を明記した規 定がある。 2.産前産後期 間を明記した規 定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
26 212	京丹後市	1	京丹後市職員の旧姓使用に関する規程  (目的) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるこ とを目的とする。  (承認申請) 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に より、所属長を経て市長に提出しなければならない。 2.採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員については、前項の旧姓 使用承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して提出するものとする。  (承認) 第4条 市長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により当該職 員に通知するものとする。	京丹後市議会	1	3	1	市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由 のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14 週間)及び出産後8週間にわたる間において、又は妊娠満12週未満で流産した場合に1週 間の範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ る。	2			1	1	1	1	1		
26 213	南丹市	1	南丹市職員の旧姓使用に関する要綱  第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員(臨時職員を除く。) について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項 を定めるものとする。	南丹市議会	1	2	1	南丹市議会会議規則  第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明ら かにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
26 214	木津川市	1	木津川市職員旧姓使用取扱要綱  第1条 この訓令は、職員の個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職 員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚 姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定め るものとする。	木津川市議会	1	3	1	木津川市議会会議規則  第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14 週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明ら かにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
26 303	大山崎町	1	大山崎町職員服務規程  第11条 2.職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、勤務公署において引き続き婚姻等の前の戸 籍上の氏(以下「旧姓」という。)の使用を希望する場合は、旧姓使用申出書(様式第10号)を所属 長に提出しなければならない。	大山崎町議会	1	3	1	大山崎町議会会議規則 第2条  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない 事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出な ければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多 胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範 囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
26 322	久御山町	1	久御山町職員の旧姓使用に関する要綱  第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)によ り、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」とい う。)を職務上使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	久御山町議会	1	2	1	久御山町議会会議規則  第2条 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの 範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
26 343	井手町	1		井手町議会	1	2	1	井手町議会会議規則  (欠席の届出)第2条第2項中、「前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないとき は出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週)前日から当該出産の日後8週間を 経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出 することができる。」	2			1	1	1	1	1		
26 344	宇治田原町	4		宇治田原町議会	1	2	1	宇治田原町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由 のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出な ければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊 娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
26 364	笠置町	4		笠置町議会	1	2	1	笠置町議会規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない 事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出な ければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊 娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 名	市 区 区 町 町 村 村 村 ド ド	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 謙員の出産を欠席理由として明記した規定(産休を含む)があるか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に運用した事例も判断したことがない。	問12-2 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	問12-3 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-4 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-5 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 1. あり 2. なし 3. その他	問12-6 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。	
26 365	和束町	1	和束町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに同じ、必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この要綱の規定は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表第1のとおりとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表第2のとおりとする。 (責務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たつては、町民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用の承認申請) 第5条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。 (承認) 第6条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 町長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の取消) 第7条 町長は、旧姓を使用を承認した後において、当該旧姓使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を旧姓使用取消通知書(様式第4号)により当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第8条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	和束町議会	1 3 1	和束町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1 1 1 1 1
			附則 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 基準 例 法令等に抵触するおそれがないと認められるもの 事務引継書、回覈用紙、起案文書の氏名表示及び押印、決裁に係る押印、休暇等届、出張命令書、復命書、育児休業に関する申請書等、代休簿、時間外勤務事前承認申請書、職務に専念する義務の免除承認願、証明書交付申請書、タイムカード、名札、名刺、職員配置図、事務分担表、庁内ネットワークユーザーネーム 別表第2(第3条関係) 基準 例 1 公務員の身分関係に係るもの 人事記録、法令等に基づく身分証明書、辞令書、履歴書、宣誓書、退職願、処分関係文書 2 職員の権利、義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるものあるもの 給与明細書、源泉徴収票、請手当届、旅費請求書、共済組合関係文書、研修関係文書、公務災害請求文書、健康診断関係文書、労働保険関係文書、職員互助会関係文書、退職手当関係文書、支出命令書における請求者氏名(請求に係る証拠書類等) 3 公権力の行使に係るもの 許認可、立入検査、徴税等の法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書							

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																						
都 市 道 府 県 市 区 府 市 村 市 町 村 村 名	市 区 区 町 町 町 村 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 1. 職員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 問12-2 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 問12-3 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-4 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。				問12-5 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 問12-6 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 職員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)												
				議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことがない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
26 366	精華町	1	精華町職員の旧姓使用に関する事務取扱要領 第1条 この取扱要領は、職員が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。	精華町議会	1	3	1	精華町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1					
26 367	南山城村	2			1	4	2	京丹波町議員の旧姓使用に関する取扱要領 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組等その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の取扱いについて定めることを目的とする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令に抵触するおそれがないか、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれがないものとする。 2 旧姓を使用する文書等の例は、別表のとおりとする。 3 旧姓の使用に疑義のある場合は、その都度人事担当課長に協議するものとする。 (承認申請手続) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、京丹波町職員服務規程(平成17年京丹波町訓令第20号)第15条の規定による履歴事項の変更届とともに、所属長を経由して、人事担当課長に提出するものとする。 3 採用時に既に婚姻等により戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して提出するものとする。 (承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用の承認を受けた職員がその使用を中止したいときは、旧姓使用中止届(様式第4号)により、町長に届け出なければならない。 2 前項の旧姓使用中止届は、所属長を経由して人事担当課長に提出するものとする。 3 町長は、職員から旧姓使用中止届の提出があったときは、旧姓使用中止通知書(様式第5号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 4 旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないととする。 (他の任命権者から承認を受けた職員の取扱い) 第6条 町長以外の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員については、旧姓使用職員異動届(様式第6号)に当該承認を受けたことを証する書類を添付のうえ、所属長を経由して町長に提出することにより、町長が旧姓の使用を承認したものとみなし、当該職員に係る第3条及び第4条の手続を省略することができる。 (附則) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事担当課長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成17年10月11日から施行する。 附 則(平成28年訓令第7号) この訓令は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(令和2年訓令第3号) この訓令は、令和2年1月1日から施行する。	京丹波町議会	1	2	1	京丹波町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 名	市 区 区 町 村 町 村 村 ド ド	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問12-2 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)			
26 463	伊根町	1	伊根町職員旧姓使用取扱要綱  第1条 この要綱は、伊根町職員(一般職の職員で定年前再任用短時間勤務、非常勤及び臨時的任務の職員を含む。以下「職員」とい。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關する必要な事項を定めるものとする。  (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、別表に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められるものを除き、文書等に旧姓を使用することができるものとする。  (旧姓使用の申出等) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、伊根町職員服務規程 平成25年伊根町訓令第1号)第5条第2項に規定する履歴事項の変更届の提出に併せ、旧姓使用申請書(様式第1号)に婚姻等の前の戸籍上の氏を証する書類等を添えて、所屬長を経て町長に申し出なければならない。 2 町長は、前項の規定による申出を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所屬長を通じ当該職員に速やかに通知するものとする。  (旧姓使用の中止届出) 第4条 旧姓使用の承認を受けた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第3号)により、所屬長を経て町長に届け出なければならない。  (職員及び所屬長の責務) 第5条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓の使用に当たり、常に住民又は職場に誤解又は混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所屬長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用及び公務の円滑な運営に努めなければならない。  (他団体への職員派遣の際の取扱い) 第6条 他に地方公共団体等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。  (会計年度任用職員に係る再度の任用の場合等の取扱い) 第7条 会計年度任用職員のうち旧姓を使用していた者で、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の第4項の規定により任期が更新されるとき又は前会計年度に引き続き翌会計年度において同一の職種内容の職に任用されるときは、引き続き旧姓を使用することができる。  (関連情報) (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか職員の旧姓使用に關する必要な事項は、町長が別に定める。  附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和4年5月20日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓の使用をしようとする職員は、第3条第1項の規定による申出を行うことができるものとする。 附 則(令和5年3月31日訓令第7号) (施行期日) 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 (伊根町職員旧姓使用取扱要綱の一部改正に伴う経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員のみならず、第6条の規定による改正後の伊根町職員旧姓使用取扱要綱(令和4年伊根町訓令第5号)第1条の規定を適用する。  別表(第2関係) 旧姓を使用することができるもの 分類 主な文書等の例示  (1)組織内部で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの ア 起案文書等 イ 服務に係る文書(出勤簿、休暇、欠勤等簿、事務分掌表、事務引継書、人事評価記録書等) ウ 人事異動に係る文書 エ 給与に係る諸届文書(通勤届、住居届、扶養親族届、時間外勤務命令簿等) オ その他組織内部で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの  (2)対外的に使用されるが特別な法律關係を生じさせるおそれのないもの ア 職員の呼称 イ 名札 ウ 職員録等 エ メールアドレス オ その他対外的に使用されるが特別な法律關係を生じさせるおそれのないもの  (3)前2号に掲げるもののほか特に支障がないと町長が認めるもの ア 講演での講師 イ その他特に支障がないと町長が認めるもの	伊根町議会	1	2	1	伊根町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1
26 465	与謝野町	1	与謝野町立小学校及び中学校に勤務する府費負担職員旧姓使用取扱規程  第2条 旧姓を使用することができる文書は、法令に抵触するおそれがない、かつ、職務執行上支障が生じるおそれがないものとする。 2 旧姓を使用することができる文書等の例は、別表のとおりとする。 3 旧姓の使用に留意のある場合は、その都度教育長に協議するものとする。	与謝野町議会	1	2	1	与謝野町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1

調査表4-5  
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

京都府

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都道府県	市町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
道府県	市町村名	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した「ハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターが具体的な役割を明確に位置づけているか。	本部員総数(本部長を含む人)	うち女性(人)	女性比率(%)	府内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・減災をテーマにした研修の実施状況				
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 専用の場所が設置または提供がされている。(臨時も含む)	1. 位置づけられた規定がある。								
2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時も含む)	2. 位置づけられていません。								
3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. その他(不明等)								
4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし									
0	1	4	0	2	4	2	0	2	13	3	3	3	2							
0	0	18	1	0	18	3	6	0	11	21			841	174	20.7%	2				
10	23		10	7	23	0			12											
26 100 京都市	4	1	3			1	1	1	2				1	40	6	15.0				
26 201 福知山市	4	4	3			3		3	1				2				28	5	17.9	
26 202 舞鶴市	4	4	3			1	1	3	4				2				18	1	5.6	
26 203 綾部市	4	4	3			3		3	4				2				342	105	30.7	
26 204 宇治市	4	4	3			3		3	2				2				20	1	5.0	
26 205 宮津市	4	4	3			1	3	3	1				2				11	1	9.1	
26 206 亀岡市	4	4	2			1	3	3	2				2				28	4	14.3	
26 207 城陽市	4	4	3			3		3	2				2				22	0	0.0	
26 208 向日市	4	2	3			2	2	3	2				2				11	4	36.4	
26 209 長岡京市	4	4	3			3		3	2				2				16	3	18.8	
26 210 八幡市	4	4	3			3		3	2				2				16	1	6.3	
26 211 京田辺市	4	4	3			3		3	4				2				22	4	18.2	
26 212 京丹後市	4	4	2			1	3	3	1				1	27	3	11.1				

都道府県	市町村	地区	市 区 郡 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況	研修の実施状況											
1. 1人及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 基本的な施設等の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な施設等の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 男女共同参画担当者のために実施している。 2. 男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	本部員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	本部員に対する男女共同参画の視点からの貢献度をテーマにした研修の実施状況					
26 213 南丹市	4	4	3				1	2	1	4		2		23	4	17.4	
26 214 木津川市	4	4	1	1				1	2	3	4		2		19	3	15.8
26 303 大山崎町	4	2	2					1	3	3	2		2		11	0	0.0
26 322 久御山町	4	4	3					3		3	4		2		10	1	10.0
26 343 井手町	4	4	3					2	2	3	2		2		30	9	30.0
26 344 宇治田原町	4	4	1		3	パンフレット等の配布		3		3	4		2		7	1	14.3
26 364 荘置町	3	4	2					1	2	3	4		2		34	10	29.4
26 365 和束町	4	4	3					1	3	3	4		2		14	2	14.3
26 366 精華町	4	4	1		3	ハラスメント防止決議		1	1	1	2		2		17	1	5.9
26 367 南山村	4	4	3					1	2	3	4		3		11	2	18.2
26 407 京丹波町	4	4	3					1	3	3	2		2		20	1	5.0
26 463 伊根町	4	4	3					3		3	4		3		14	0	0.0

都 市 道 府 県 市 区 町 村 市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 面 立 支 援 体 制 に 關 す る 調 査	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割												災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況		
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15			
道 府 県 市 区 町 村 市 区 町 村 名	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のようなですか。 議員が議会に設置または提供されているか。
1. 人員及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(専設) 2. 保育等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント防止等に関する議員向け	
26 465	与謝野町	4	4	1	1	与謝野町議会ハラスメント防止条例 ○与謝野町議会ハラスメント防止条例 令和7年8月29日 条例第31号 ハラスメントは、基本的的人権及び個人の尊厳を害しき傷つけ、職員等の業務及び議員活動に支障をきたし、議会及び議員の社会的信頼及び信頼を失う行為であるとともに、町民サービスの低下につながる行為である。 与謝野町議会及びその構成員である議員は、町民の負託により二元代表制の一翼を担う重責を理解し、ハラスメントを断じて許さず、率先してこれを根絶し、職員等と議員が安心して市民のため職務を遂行できる環境を確保することによって、町民から信頼され続ける議会を実現することを強く決意し、この条例を制定する。 (目的) 第1条 この条例は、全ての議員が互いの人格を尊重し、信頼し合い、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議員及び職員等によるハラスメントを防止し、根絶するための処置を講じ、町民から信頼され続ける議会の実現を目的とする。 (定義) 第1条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) ハラスメント：職務に関する専門的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与え、相手方の人格、尊厳又は職務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。)を害する行為。 (2) セクシャルハラスメント：性的な言動により、相手方に不快感を与える行為又は相手方の職務環境を害し若しくは勤務条件(議員としての活動を行う上で環境を含む。以下同じ。)に不利益を与える行為。 (3) マタニティハラスメント：妊娠したこと、出産したこと、妊娠者しくは出産に起因する症状により勤務できないことに対する言動により相手方の職務環境を害する行為。 (4) その他のハラスメント：相手方に精神的又は身体的な苦痛を与え、相手方の人格、尊厳又は職務環境を害する行為であって前3号に該当しないもの。 2 この条例において「職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職員に属する職員並びに同条第1項第1号、第1号の2、第2号、第3号、第3号の2、第5号及び第6号に規定する特別職に属する職員とする。 (適用範囲) 第3条 この条例は、次に掲げる関係において生じたハラスメントについて適用する。 (1) 議員から議員等に対するハラスメント (2) 議員から議員等に対するハラスメント (3) 職員等から議員等に対するハラスメント (4) 議員から町村に対するハラスメント (議員の責務) 第1条 議員は、町民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの根絶に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが行為者の苦痛として問題なく生じ得ること及び議員と議員等が特殊な関係にあることを自覚し、議員等及び他の議員個人として尊重することを通じて、議員がつ公的な活動に努めなければならない。 3 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると疑われたときは、自ら現実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。 4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該他の議員に対し厳に注意を怠らなければならぬ。 5 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に注意を怠らなければならぬ。 6 議員は、議員等が他の議員個人がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員等に対し厳に注意を怠らなければならぬ。 (議長の責務) 第1条 議長は、ハラスメントの根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題の解決に必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとする。 (相談窓口の設置) 第1条 議長は、ハラスメントに関する申出及び相談に対応し苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、議会事務局にハラスメント相談窓口を置く。 (事実確認等) 第1条 議員は、前条の規定によりハラスメントに関する申出があつたときは、必要に応じて申出者又は関係者等に対して事情聴取及び事実確認を行い、公正で客観的な立場から問題の処理及び解決を図らなければならない。 2 議長は、その解決策を協議するため必要に応じて与謝野町議会ハラスメント審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置できるものとする。 3 審査委員会は、ハラスメントに関する問題について誠実に解決を図らなければならない。 4 審査委員会は、ハラスメントに関する審査の申出があつたときは、当該申出に係る事実確認のための調査を行い、その解決策を協議する。 5 審査委員会の構成は、議会運営委員会で協議し定めるものとする。 6 議長は、職員等が関係するハラスメントに関する審査の申出があつたときは、町長に対し事実確認のための調査を求めるものとする。 (対応措置) 第1条 議員は、前条第4項又は第6項の事実確認の結果、議員によるハラスメントを確認したときは、当該議員に対して指導、助言、注意又は氏名の公表等の必要な措置を講ずるものとする。 2 議長は、前条第5項の事実確認の結果、職員等による議員へのハラスメントを確認したときは、町長に対し当該職員等への指導、助言、注意その他改善のために必要な措置を講じることを求めるものとする。 (議長職務の執行) 第1条 議長が調査(第7条第4項又は第6項の調査をいう。以下同じ。)の対象になったときは、副議長が、議員及び副議長と共に調査の対象になったときは年長の議員がこの条例に規定する議員の職務を行う。 (被告者等のプライバーやの保護) 第10条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバーやの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (適用時期) 第11条 議員は、その職を退くまでいついかなる場合においてもこの条例は適用される。 (委任) 第12条 この条例の施行に際し必要な事項は、議員が別に定める。 (附 則) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (適用区分) 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。 (検討) 3 議会は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の施行の状況について検討し、必要があると認める場合は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	本部員員数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	庁内現員に対する 本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	府県等からの方 災害復興をテーマ にした研修の実施状況						